舊考餘録

五

剖
四十六

内閣文庫
和書 類
三三一四三 號
五 冊
一四九 函
一八 架

194

内閣文庫		
番號	和	33143
冊數	5	(5)
函號	148	119

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

閣194

舊考餘録巻之五
東照宮御四男薩摩中将忠吉卿御廟地考　中巻ニ有之
東照宮御七男松千代君御葬地御法號考
東照宮御八男仙千代君御塚地差別考　右ニ同し
台徳院殿御縁女考　右ニ同し
東照宮仮御法號考
台徳院殿仮御法號考
十八松平古新前後差別
一　三河西十八松平の事
一　東照宮より以後今に至るまでの御子孫十八家と成せ給へる事
一　御家の松平十八家の事
一　普通所称十八松平家の事
一　他姓に賜りし十八松平の事
一　御当家にて十八の員数を用ひ玉ひし事

舊考餘録巻之五　竹尾次春謹撰

東照宮
大神君御七男松千代君御墓地異同（葬／御法號考）

○一　源流綜貫云松千代君文禄元年壬辰生江戸城為松平上野介康忠養子継長澤家中略年八歳法名應雪

○二　大樹寺過去帳云慶長四年己亥正月十二日松君
御法名應雪神童子

○三　或記云松千代君葬三州松應寺　御法名證玉眞果
大童子

長澤松平譜云家紋葵　中頃花丁子

松平和泉守信光君長男
○○親則　源七郎　備中守　正五位下
初住岩津後長澤住

母松平三河守泰親君女　妻尾州住士家知氏
永享八辰三州松平村生　寛正二巳十月朔日死
廿五才葬三州岩津村法性山妙心寺　号　妙心院秀中祥公

益親　源七郎　備中守　上野介
寛正六酉三月廿日死　号　霊知院巖叟浄久

親宗　近宗　親浄　源七郎　備中守
明應五辰七月十八日死　号　合光院白梅浄照　白楮号浄親

勝宗　昌親　源七郎　兵庫頭
永正六巳三月朔日没　号　勇進院覚叟浄心

一忠（カツタヾ）　直親　源七郎　兵庫頭
天文十一寅十月朔日死　号　寒松院玉心浄金

親重　勝左衛門　雅楽助　里瀬左ヶ知行○

信重　弥三郎　右京亮　長福寺卿居ス○

忠政　右馬助　松平伊豆守織部正右京亮等祖○

親廣　源七郎　善兵衛　兵庫頭
元亀二未二月廿四日死　号　徳光院聖室浄賢

政忠　源七郎　上野介
母松平櫻井内膳正信定女
永禄三申五月十九日尾州桶狭間討死

号霊泉院耀峯浄珠

康忠

源七郎　上野介　上総介　賜甲州津都留郡

母清康君息女

天文十五年生　永禄五戌年拝謁賜御一字

元和四年八月十九日死七十三歳（八十五才）

号光琳院霊洞元甫

右代々葬妙心寺

康直

源七郎　上野介　上総介

母神君御妹矢田姫君　亦法号長廣院玉峯栄樹

慶長八卯四月廿八日捲挫葬三州山中法蔵寺

室本多豊後守廣孝女

永禄十一巳生　天正十九卯年賜武州深谷城一万七千石

文禄二巳十月廿九日卒廿六才　於深谷一寺建立号

三光院榮之　法号三光院大荊浄安

女子　為御養女　有馬玄蕃頭景氏室

女子　遠藤修理亮廣利室　右二女母本多氏

松千代君　又万君　長澤家御相續

神君御末男

文禄三申二月八日御早世葬妙心寺御法号

松葉院暁月浄幻大童子

四

詮なきには　此尾の由流を記して千年の末まてのこさん

自乱世をうちはらひに依て世々をへん事を新しき書

ともかくも多く又傳へたりしもかきつくしたる卑

分脈に載るところもさためかたく　此両家上野国

をまもらせ給へりし時宗家ある新田左中將家に従ひ所々の戦ひに

一族にせ給ひおゝく義助々義宗義長義興義治等の

義兵を集らるゝに組せられたる時おもむきて後に

家藤をせられし中に　親氏君　泰親君三河国にしつかに

信せられ給ひ御家臣をも給ひしかは事の由来くはしくしる
まて書をのせられも世に多く伝へけれとまた漏せし事とも
あらさるへし　東照宮天下を定めさせ給ひしのち世々を
知しめ給へる　神徳も多かりしかは彼尊の世々く
慶長元和の頃の御事にかゝりては世に伝へはやまれるかゆへ
さるへきをたゝす才七の御子　松千代君第八の御子
仙千代君の御由来のことに記されし一枝あつからしてまさに有つけか
あるもたえすさのしとて愁に事定むへきもはさかれと
西しきこと足る世の中にさへ中川忠孫忠英の探されし
柳営譜略に　松千代君文禄三年甲午 月日未詳 於濱松
誕生 母公茶阿方 御幼君松千代君慶長四年己亥正月十二日逝去
御年六 御法名栄昌院殿 御葬地未詳 とあり天正十八年寛永
移らせ給ひしは濱松に茶阿の局御しる由をかくへきにいそれとも
少えなて又文禄よりて朝鮮の事にありて　東照宮肥前
名護屋にわたらせ給ひし年なれは何れにか遠くは世にかくれなし
やいとおほしくれも記ともみすへからん又藩翰譜に
松千代君を辛寛にて千に賜はりしと記せるも是ハ
仙千代君と　松千代君をたかへ記せし事とおもふる
松千代君も長沢の家法せられし事諸記に詳なれは藩
翰譜より誤をるかし　藩翰譜折衷藩翰譜略に世の人説とし其ほか信用きかたき事多けれと事かゝりたくへる

（津しおゝらはゐる悪く西遊　とをうゝらいかゝくし）さて此法名前々の名をつゝく　誌紀同し
かくれとさゝは西家の年を過さるものゝ中にも多く　澄玉真
果とさるへしといふもしれとも　據とするやいふへし　大樹寺過去帳
源流總無尽にも同しく　真雪といふへしといへり（件也）と見ゆ
何れにもあれしも定かならし　柳営譜略なとに栄西院と記せし
又いふまてもなしや　又此通聚ありし所もさてこゝにもさらん
長沢の家譜に三河国妙心寺絶へし後とに三河国宗円の御心あるし
ちぬ絶へは　大猷君の命により葬送ありと記せて長沢の氏族
を相続して世々妙心寺を葬地と定めけれは此君世を早うし
給ひしのち妙心寺に葬りまゐらせしとなりなれと長沢の

家はつらも給ひし年月はさだかならす家絶しのち徴と
なるへき書も見えされともいつまても定かならす　天正十八年内へ入るの
後長沢の宗家　松平上総介康直に　武蔵国榛沢郡深谷城を
賜りしかとも　封にいて深谷にて在城ありしに文禄二年十月
廿九日康直卒去あり　（深谷ニ寂　定山西暦寺を宗春とし業を施して　定めよりて今は其寺にて葬る所寺へ十六石）
（其子余なと當附ありのち今下総国飯沼弘経寺ま寺あり）　（此寺にも所下　別る）　其嗣なきの命あり
よりて　松平忠輝君の此命を以上総介忠輝君を長沢の嗣目と
定めさせられし　深谷より下総国佐倉に移させ又信濃国川中
島に移し　又越後国高田城をあたへさせらる　（元和年中故ありて忠　輝君信濃国諏訪に）
（遷居せらる）　是を以て考ふに　松平忠輝君を大樹寺日過去帳に孝長

に年と書せるハ御世のうち遥るゝく御位去の料とおもひ附なり
し此その年月日をそらおかしきをねの世事御名月とおもひてや
又柳営謹書をこの事出来す播りしと見えたのと常由隆の
御法号をいふよりて書るやうに庸直文禄二年
御髪鋏ませて辛去なりく 松平千代君薨ゆせ給ひ家士を諸
校させらるへしと家士のなさにまて今にありし示羽その妻岩君
君まいらせ給へ家士料まらけさきと申よふるさいうと奉
毘しまりく如心さき七沢家の廟地をれにて示おくるとて
香華の料を添しなるへし 於七沢家も御由緒ゆへ同く御菩
提に他に寺して御塚も此ありに申なせられけれど

東照宮にも深くおほし召て寺へ御れ給ひけるとかや 松平千代君を具
ひ出まいらせしと御事世ましくけるとて又すて御今寺月忠輝朝臣を
御領月に任せらるゝ六十万石余を賜ひしに大坂御陣の後御不
興ありし事ありて松平上総介忠輝 松平に御名もり 松平
若君も又かく七沢家に準せられしと見えさのみ忠輝朝臣の
領収公になりて血統絶しかれ共御仏事をのみ留め給ふ事なれて
息のかれとおなしくも撰となり給ふへくもなりし今とて御法号御廟
所とたせる事いかにともたくなりて 但し七沢の廟所ハ鹿児にも数家ありとそ三河国松平

御七沢も御由緒ありと今にいふ 松平千代君の御由来を
御廟所を考ふるなれハ七沢の事をこゝにのせおく

東照宮御八男仙千代君御塚地差別考

東照宮第八の御男　仙千代君と申す。御母は清水宗清女お亀の方
の御事也　東照宮大坂を発し給ひし時、年若君を平岩主計親吉
に預けたまひ、慶長五年二月七日大坂にてうせたまひ、御年六歳にて
此君の御事古より正しきを記せる書も稀なれば、御かたちさだかならず
なりけるにや　武徳大成記・御年譜・同附尾・開運録・帰敬録
三河物語・三河記・武徳編年集成・烈祖成績・宗七年録・大
業広記の中には此君の事をのせず。藩翰譜に平岩が事を記し
たまひしを　松千代君と同じく　松千代君を長沢の家継がせ給ひ
し事諸記一同にて、平岩が事を記したまひしは　仙千代君なる事詳
なるにて、藩翰譜も此君の事を採用したるべし
此事も藩翰譜にくはしくしるしおかれたり

まして今あつかへる　伝へ来りし二百余年を過ぎし年を経ぬれば
末の世には知らざるべし
なりとして老人の物語は世にもすくなく、此君の御事も遠ひさかりぬ
うやうやしく継ぎまいらせ、系譜を正しくすべき事なるべからんとて、ひとつに探り
得しを出して、此にしるし得るを記すべき事にはあらねど

○源流綜貫云、仙千代君文禄四乙未生、為平岩主計頭
親吉養子、慶長五年子二月七日卒、六歳、法名　華窓
林陽　号高岳院、尾陽侯以為同母兄建高岳院於名
護屋

第

◯藩翰譜平岩譜云　天正十八年上野國厩橋の城を給る三万石
親吉男子なかりしに依て　徳川殿第七の御男松千
代丸殿を給て世継とす御年わつかに六歳にて　慶長四
年正月十一日世をはやうし給ひぬ

後

◯柳営譜略云　仙千代君文禄四年乙未月日未詳於伏見誕
生母公於亀方　御幼名仙千代君一作慶長二年丁酉誕生慶長六
年辛酉為平岩主計頭親吉之養子　同七年壬寅二
月七日一作三月七日於伏見逝去御年未詳葬尾州名護屋高岳
院御法名高岳院華窓林陽大童子
忠英謹按諸書以仙千代君為平岩親吉之養子而
於烈祖成績御九族記以松千代君為親吉之養子
然親吉慶長十年封名護屋後仙千代君逝去四年
於此不能無疑親吉不奉養則何於名護屋可有御
葬地哉蓋以其初奉養故受封之日建高岳院以致
葬于此者乎

◯上州利根郡前橋正幸寺号孤雲山三宝院記云慶長七年寅
二月七日神君御子仙千代君平岩主計頭親吉奉養
育六歳而御逝去葬于當寺千蓮社經誉良融上人為
導師修御追福将軍地蔵尊建立号高岳院殿御産着

衣ヲ為幡一流一菊桐紋付以時恵心僧都之筆涅槃像二十
五菩薩懸物廿五幅御膳具唐焼鉢等御寄附
明暦中城主雅楽頭従天川原村内十八郷町移今
之地 [低く書]
境内除地六反八畝十八歩内七畝一歩ハ地中高岳院分
外高岳院殿附除地柿宮村内八畝廿六歩アリ
●同寺中高岳院記云 御葬送之後為御追善建立当院
●甲州府中教安寺記云第九世呑宿上人之代城代
平岩主計頭御守仙千代君六歳御早世依御請待於
西青沼為御導師奉焼香御法号高岳院殿華窓林陽
大童子
●甲州西青沼村高岳院号寂照山極楽寺 記云開山照蓮社寂
誉上人呑宿和尚本寺教九世也慶長五年二月七日
御城代平岩主計頭御守仙千代君六歳御逝去寂誉
上人本寺住職中依御請待於西青沼奉焼香御導師
御法名高岳院華窓林陽大童子依之御葬礼之場
所ヲ隠居所ニ被下七回忌之御時寂誉隠居所ヘ主計頭ヨリ
墨印而寺領ヲ被附
●摂州大坂一心寺号杉山坂記云 [高岳院] 開山圓光大師
神祖度々渡御又 神祖御染筆ヲ当寺ノ縁起有之現ニ

江城紅葉山御書庫中ニ御納有之云
中興本誉存牟上人　仙千代君御早逝時為御導師
奉御引導御法号高岳院殿華窓林陽大童子

◯摂州大坂大通寺 号雲龍山知勝院 記云二世本誉存牛上人
新撰往生傳近世往生傳一心寺記等ニハ作存牟
神祖御子仙千代君御早世時為御導師御法名
高岳院殿華窓林陽大童子御法事御修行　知恩院
大僧正満誉上人尊照大和尚下向當寺御法事中為
御導師
本誉上人後同州一心寺ヘ轉住再興彼寺

◯摂州豊嶋郡止々呂美村養谷寺 号嶺水山 記云開山本誉
存牟上人為高岳院殿御導師

◯尾州名護屋高岳院 号持名山菩提心寺 記云國祖君大納言義
直卿一胞御舎兄仙千代君御菩提所也慶長十三申
年於清須城下有御建立寄附百石　同十六亥年引
城於名護屋時亦移今之地仙千代君依御早世母公
相應院殿深愁傷餘使仙千代君乳母蓮誉宗珠尼
居佐枝主馬助妻
奉告神君為仙君御菩提新修造佛閣者我晨夕断
腸姑夫安寧乎粤大山城主平岩主計頭親吉蒙命為

奉行建立伽藍寺領納附此時相應院殿愁氣果然 中
略 開山寂誉上人ハ甲府人教安寺弟子依止同塔頭専
修院見宿大德也 中略 住教安寺為七世 中略 然後譲
寺於門弟同州青沼隠退而静座念佛焉爰有淺野隠
岐守邸依渇仰於彼邸地新営殿堂敬乞住世弘通依
之寂誉移此号極樂寺後日又於當國開當山而後成
慶時因穿仙千代君家門高廣屬有嚴請遂不得止為
山基初祖

成績逆史圖系等都無逝去年月葬地所寺等

○考異詳究

崔揚すに大坂一心寺と　東照宮御覚に　成らせられ候得は存牟上人を
御帰依被遊候の年　法然に召寄するゟ一同ゟ候て　仙千代君御逝
去の砌一心寺にて御葬礼執行被遊候　存牟上人御引導申上ケ年
御猶子と成り保証として御牌を葬て御菩提所と定めさせられ候
夫れ御年忌の御法会等御執行被為在候時　満誉大僧正御導
師として法事あり大坂へ御勤被仰付候ありし　此節御尊霊御逝
去の砌は満誉大僧正
御法号ゟ仰付下向有り　御法号も御忌日より享らまて　格別にいろいろの寺ま
ても改称被ゟさゞ八宗門惣本山の称号を送られる　浄宗ともに他寺ゟて授
附被仰法名八百蔵旧の菩提所として葬式の
事多くきこえ是と改められ例あり　因而大坂寺にハ存牟上人
一心寺へ移転候職の地同所中心八方ゟ今のち同人へ寂誉遂之
の地ゟ成ハ　仙千代君御遺骨の御分骨ハ必御供奉也御国向ゟりしまる
へき旨　東照宮より仰付られ　御根本賜わり候ふ其の旧記に
是を云ふなりへとも御葬の御式とての人さへさせられ八一心寺也

依て持名山高岳院一心寺と名く 此持名山の号とあるは尾張より賜ました高岳院を寄附せられし時 賜りまいらせし名に名護屋の高岳院を持名山と名け一心寺とて 開山の源誉上人より坂松山高岳院一心寺と名く

親吉年頃護持の由緒ありとて帰依せられけれハ親吉此時愁傷ふかく 依て其ちなミに新に寺を建立し 己の名のるよし申上 仙千代君の御遺骸をうつし移し奉り 正孝ありて 心の及ぶかぎり御法会をいとなミ奉り 御納骨なしまいらせて 地蔵菩薩を建立し 御位牌の前にて 御廟所をつくられし 年忌ことに厩橋にて

武徳大成記 御年譜 中興雄士記 上州志 厩城考 藩翰譜等によるに 天正十八年より初 天正十年 親吉いまた ちかより 附甲斐国の郡代として [illegible] 其の地の民を恵み聚斂の事なくして 租税をそれ [illegible] 此旨によるに実 東照宮に及び 厩橋の城を賜り 三万石を領せしめられしとそ 実東のことを領せしめられて 由緒の [illegible] にて 一城を賜はる由緒の深

さらにおのれ列士に諸て京のほりしかハ 東照宮にもきこえ [illegible] ありしかハ ふかくおほしめして [illegible] 仙千代君をかくれ給ひし [illegible] に任せ 御心にかなひし [illegible] 此の事に [illegible] 勤をとけ奉すふたたひ多くの心地して [illegible] 厩橋にて御遺骸を移し 懇にとふらひ奉りて 正孝寺を建立して 一院を建立しる岳院と名く 此后酒井雅楽頭厩橋城を賜り入部ありし [illegible] 心つく [illegible] 又正孝寺の由緒を [illegible] 道春に撞銘を [illegible] 記させ [illegible] 西寿寺の撞銘を 仙千代君を真心つくし 御跡ねんころにとひまつりし事ともの [illegible] 東照宮にもよろこはせ給ひ 又ありさまを [illegible] 年頃御前にて甲斐国をあつけさせられし 附 親吉を又御前に [illegible] 附傳とさせらる親吉 仙千代君に [illegible] 又此 幼君をあつけ [illegible] 御前の [illegible]

御同母の御舎兄にておはしましけれハ親吉も　仙千代君の御逝去を
大坂より厩橋の御かたしまゐらせらるゝ事の外にて御腹立の
余りに忍ひかたくおもひけるにより甲州御入部のうち慶長七年上州
厩橋より甲斐府中に御改葬ありて後に御入葬ありし
ありし時に甲州府中にて紅織の様とえ解行萬僧の為
僧あまりし寂誉吞宿上人を請待の上御葬礼の御規式再ひ執行
ありし　仙千代君の御遺骸を移しまゐらせけれハ親吉も己か面ところ
をよひて同十一年御七回忌に当らせ給ひし時ちかくと高岳院より
同十二年閏四月に至る右之御事ありて義利公（後の尾張中納言の御事）尾張国を給
らせらるゝ清洲城を以て御居城と定めらるゝ時親吉も様
加へられし十万石を賜ひ犬山の城主たらしめらるゝ時　仙千代君の
母儀清水氏相應院御方義利公に乞ひ慶長十七年清洲城か
りて一寺を建立せられしと云る岳院と名けらる同く十六年清洲城を

名護屋に移されし時清水氏　仙千代君の乳母佐枝氏（主馬助宗
珠法尼とて）　東照宮に告まつり新に仏閣伽藍を営ませ
られ御遺骨をうつされん事を乞奉りしに　東照宮是を許し
給ひ并に山林親吉に命せられ同年の春移したてまつらるれハ甲州府中
教安寺より御遺骨を名護屋に遷へる岳院を永く
仙千代君の御廟地御霊牌所となす　此時甲斐国西青沼村に火
葬の地に隠栖精修せる教安寺七世寂誉上人を　仙千代君
御追善のためとして御遺骸を以て新に建立の高岳院の開山と
定めらる又初大坂にて御逝去の時一心寺存牟上人より
山号を撰まいらせしハ高陽院と称名山と名付ありけれ初して山号院
号とす　是より先寂誉上人御火葬の地に隠栖し庵室を結ひ浄誉林光の
小年目を送りし時浄地隠居る浄土宗僧地小堂舎を造り極
楽寺と名く依て名護屋に請せられし日ハ初よりの御由緒をいれ浄土寺の
極楽寺より移しまつらしめ寂誉上人徒弟なり名を残し
さて御母君の年月に命日の中春より十年目二月七日とんてふ二とと

すへし年寄氏の家譜に慶長四年三月伏見より大坂に移徙
給ふ時某ひまありしせ同五年中村氏と云し源流總貫并紀其院
葬記大坂一心寺 大蓮寺中寺同寺 甲州教安寺 極楽寺名
護屋高岳院の祀孫一同に慶長七年二月某月ありし藩翰譜に慶
長四年とありしハ年寄り中村氏の事あり附と暗記の失にて記さゝし
つや数 仙千代君の事 松千代君と云ふ人の事あるハ採用
之へき也 柳営譜牒并に慶長七年とあるハいかゝ也よしなきや故て
此譜牒等に此君の御事もなきせる事 他書にも見えたり
またあらぬの事にて此君の御事に見えさる事 他書に記る事實ると見へる事 此譜牒ハ池川と云
七年とあるも大坂より御改葬の年なるへし かゝして諸記一同
にしてたゝへる事也 又中川氏の一書のとこも如横をも記し 又
天世信景との墳を庵云 仙千代君 年寄ひ親君の生れひきありける事
のとありて寧桐利長の初子とあり系せける事 此子なるへきさる

而するりと行り御目にも茶田氏の譜にも つえなす 僕この芸之いまさ
ことをとはさみえしめ何とも定めかたし

七人年よまた恭千め
その禎祥なりとそ元
又同種の御傍伏あり
入宜す名所を和ら
元名難不離の孟祥
詮自性の霊理を應
まるりえ云考もとうり
やさ云ふ人し

東照宮假御法諱考

元和二年
東照宮神さりまし給ひし時御遺言ありて神号東大内
記来たとゝせ久能山にて御神葬の御事ありし時御法事を
増上寺観智国師に仰付尊牌ニ三河國大樹寺に納め
へきとの御遺言ありて仰く御葬儀を神道にて祀照久吉田神龍院梵舜に仰せと
まるへきに御證ありと是より先大樹寺住持登誉上人より
まうりて拵へひしあり
安國院徳蓮社崇誉道和大居士の尊號をえけさせ給
ひしかば御中陰御法事の節論家の寺院御位牌に上

御四領しまゐらせ候のも此御法号を称しまゐらせし
但し此時御神葬なりしゆゑ（る故に未だ被下ざりの）仙洞よりの御香奠も実
まゐらせられず（ありしと）となむいへどもその方部御法事諸宗の寺
院悉く三縁山に親経納経なし奉り御年譜諸史篇録
不詳なり　此時天正中安土にての宗論御本丸にて慶長十年の宗論なげちそなりし日蓮の一宗ところ頼
ふら附　其後　勅ありて
経なし
東照大権現の号を贈らせられしより院の字を除き
まつるべき旨を　仰出しよりしゆ
安国殿と称し奉りぬ此時御中陰の始終観智国師より

源高院殿と假　御法号なしまゐらせし永禄年中　大樹寺
より指げ奉りし安国院の御法諱を御在世中より為
仰聞し御事あるによりて源高院殿を御改称ありしと
なり然れども一旦授け奉りし御法号なれば
しも其御法号をも称しまゐらせしにや

一〇　田中氏家譜（三十二万五千石　今ハ五百石　久兵衛祖）云　従四位下侍従兼筑後守忠政
慶長十九甲寅　元和元乙卯　大坂両度共筑後守ハ故太閤恩顧之者
ニ付攻城之儀　御免両度共出勢為嶋津勢押摂州住吉辺
屯相堅　御陣終テ帰国　元和二辰四月十七日　大御所君
薨御　同年七月於筑後国山本郡終南山善導寺境

二

六間四面之　御廟所ヲ奉経営内ニ二間之　御宮殿ヘ御室
塔奉安置（今有馬氏修復之）　御額（實相精舎）ト篆字
源高院殿従一位大相國徳蓮社崇誉道和大居士
是ハ増上寺ヨリ被上候　御法名之由右ニ付為御霊供料同
國飯田村ニテ五百石奉寄附今以善導寺収納之　已下畧之

筑後国山本郷　善導寺の記（所載右ニ同）全ク田中氏の記ニ同じ

（浄僧筆記　廓堂上人記云）
明誉廓堂上人の記ニ云　此時観智国師万〔千〕部御法会
の御導師をなされまして　源高院殿の御法名を
奉らせ給ひし時筆にて大樹寺登誉上人の持げなされし御
譜脈并御石塔の中に納めらるべき旨言上に及びける
かより　安国院殿の御法号に改めなさるべき〔や〕と再び言
上ありける時官にて東照神葬の上　勅号賜るべき
上は御法諱を御用ての御事有由師の存ずる旨に任
せらるべしと　上使福阿弥伊丹氏　右命を伝へられまし

（○低く書）かくして源高院殿を安国殿と改めなされると云々此記法
中の所記殊に後代の記なれば信用にたらずといへども
御法号の一考にならばとこゝに引擬せるのみ」

二 筑後国山本郷善導寺の記全く由申氏の記ニ同じ故ニ 所載右ニ同

爰ニ略ス

四

又云 位産上人 寛永九年記

○位産上人記云 寛永九年 台君の御時 元和二年

大御所様御他界の砌

源高院様ニ御位解ニ通今度可ニ御申付由ニ而

源高院様ニ而御法名を御改世相済ニ

安国院様ニ者御称号被為成 勅号ニ而院の字を除又

東照大権現様ニ相済ニ上ニ而仍被御法名ニ而元和ニ

御例不可然ニ者御内ニ而有之故此節ニ元和ニ遂万事

公儀御仕来御法事も格別ニ而有之由也 此記山伝

の所持ニ而証ニ為ニ雖ニ申ニ候へども今一応承ニ候ニ

△古證要録云、寛永十二年九月十七日増上寺観智国師、
駿府御入之節、大御所様御血脈御伝授ニて御密
談之間ニ御後之事を御頼、法諱を安国殿と奉号、御数中略
元和二年正月廿一日より　大御所様御不例ニ付　公方様
二月二日ニ駿府御出立、四月十七日御他界の事有り、因て十七日
御葬送同月二十日遺言有り　御神霊を永く國
家を守護なさるへきとの事にて御神柩を久能山に納らる

神に祝ひまつり、御葬礼ハ増上寺にて取行ひ、御位牌ハ
大樹寺へ安置し、御一周忌ニ至りて日光山に移し奉るへし、と
御遺言之由、依て同十六日増上寺並廓山・了的・今川・大樹寺
へ召され御仕　大御所様御遺言ハ御意之趣有り、同十六日神龍院と
井上主計頭ハ御内々の沙汰有り、又御内意を以
神に崇め申上ると増上寺葬礼の儀を申付へからさる旨中陰の
法事八日ハ行ハすへしと上意有りける所　法事申付
御ハ江戸へ出立之所、御遺骸下野国二十七日に到
御他界之時中略　五月十七日より於増上寺御中陰御法事
御施行有り、諸大名御香奠、諸寺院の読経等の事とハ停止

せらる此段ハ　御神号を被為定候ゆへ御法事ハ御廟の
儀とて有之候廿一日　御法事御例年の通御香奠も御法
事の儀ハ不及して御たのミを御座る中陰御法事諸事ハ
行ハるゝ　公方様　増上寺江御参詣　中略　九月　御枝參
御参向之事右是を先年ハ南光坊様僧正上野の寺へ
宗の内へ宮様御参詣有之奉行にて御座候七月十六日
故大相国の御神ニ山王一実神道にて神号ハ不可然と
御治定　御神号ハ二條家よりの御事ニて二字定候此内と　勅定
有之　公方様御心得下御定し御内證被成候　御座候
東照権現と御申候の　御名を拝…

一　十月二日増上寺より　御宮様へ申達し候ハ御神号と申義ハ是ハ
安国殿の名を称候元和之頃の書ニおいて御遺言被為在
去ル寺大僧正ニ而御法号の儀ハ御さとし被為在候様
安國殿是依　勅謚也　下略
淨縁要記云元和二年　權現様於駿府薨去　御法号
安國院殿徳蓮社崇譽道和大居士御中陰之御法事於増
上寺御執行翌年春靈廟成号　安國殿　依六十六箇國御手入国家安全故名
安國院殿則御疊六十六疊敷有之依此由也
同二月廿一日　東照大權現奉勅請仍神事祭礼事故御一周忌
御法事等永断絶也

岡運録 今川義元討死後大樹寺ヘ入御ノ下 云然ラハ浄土ノ傳法ヲ傳ヘ申サン常ハ
前後都テ三七日ノ別行ニテ傳ヘ申セ共事急ナレハ今一桶ノ
垢離ヲ取玉ヘト 中畧 安國院殿徳蓮社崇誉道和大居士ト
法号 下畧

大樹寺記云
源高院様御法舎修行 下畧

謹按
東照宮ハ大高ノ城より大樹寺へ入御し登誉上人に浄土
の法義を御傳へ 安国院殿の号を奉り且崇誉長千三殿号
御師より承ひし宗門の御名を改めさせ給ひし時御身の

御法号とさせ給ひし中に此 御俗男の付させ給ふ事
源高院殿と称けられしるミし者より生前に授け法号を
設ける所也さるへし当したとへて 慈光院様と
瑞雲院様と改め称え 大樹寺殿と号し奉り近くハ享保
中有徳院御方を随性院御方と改め崇樹院の御方と
教樹院の方と改められしと依て是等
東照宮ハ神号を給ひし後御師より 源高院殿と称し奉き
し而是は浮説にて是に申す御初めて大樹寺にて名
自事の号は長十三年奉ひ其號を申ひ上し上を今又別に
改め奉りしとの御事にては…のまく 安国殿と

申し上まする九代 御法号の和字安心宗徳の名号なれハ無
量寿経天下和順國豊民安兵戈無用崇徳興仁の
文字よりて勤進致し升るなり 道の字の名ハ河まて
御代々御通號ニて 道閑君 道忠君 道甫君
道幹君と称し奉りしより此事と申ける号にありて此ハ
源了院殿をはじめ御中陰のさしをき於の一々まて
安楽院殿の御法号ハさくさ定りしハ学の人も此得るよ
哉らに何方の御位牌ニも云ふ性もの其ある在
御法号と申し事ほうねハ御名のみ 田中氏まてと
源高院殿の御法号と当座ニ当下ちなりしうハ当座にあり

てもさまたに承安宗おたしまつりて御代々長く申上しあるへく候ゆゑ
大樹ち御孫ニハ 源了院殿様より出し
はり此中学文若干ニ候事 安楽院殿の号をたてまつりしとはるハ
観智国師を後住ニ立せられしと此御傳授それし候也
ある古花孫無ノ栄運孫家ニ出しと御佛事の取行や後府
故大樹孫武徳大成記にも撰述あり孫家まて記さるゝ
ちそ伺浄土の宗の血脈を承ひ誘引ひしにより大樹寺
まて御十九の御年忌よりまた護せられ御在位とある
しゆより御法号も承ひ御回号とはしまりしあるへく候
列に垂記せしまゝもはしきのくりつ且てとしみはと此文定ぬ

んとし文新田贈大納言義貞公を源光院宗阿弥陀仏と
申に改額ありしも不例の事なり

一

台徳院殿御法號考

台徳院殿御他界の時御導師増上寺了學上人より
指げなされしを　元昌院殿のよし然れども其後縁山

按に度田稀にありし當記正録焼失ありしかば右まじく残き
る書記といへども遠年に蠹損し方今に傳ふる事まれ
なれば正しく定むべき事いかゞなれどもいへども今一二
を出せば

近藤登之助譜云季用　元昌院殿と台連於駿府
大神君に　御目見下畧

二

金地院本光國師
日記云寛永九年正月廿九日
御院号之事
勅号可有之由上意へいへども内々之由御名を傳正にも国師にも書
付て上也則傳正談合にて国師より書付に

大龍院　陽松院　泰雲院　天桂院　凌霄院

右五ヶ寺者大炊殿雅楽殿讃岐殿信濃大蔵呂相
談之上ニて年号を付申候ものハ何ゝも有之候、近例ニ建仁
寺之如例とや

同廿日大僧正早天来候、其ゟ道春永喜被召院号内談
僧正ハ衛岳院建仙院九龍院三ヶ所書付、但八筆　国も
乾龍院天桂院陽松院三ヶ所書付、但是も八筆　則為同道
登　城、雅楽殿大炊殿讃岐殿并雪信濃殿大蔵殿并
井伊掃部殿松平下総殿列座、右之書付道春永喜持参
各御之間ニ出座御談合有之、道春永喜使ニ而

将軍様之御年辰之由ニ付龍之字如何と各思召之由申候
龍格別之儀也、とも右除て申候と談合、僧正ハ九龍院ヲ
除院号二ヶ所ハ乾龍院ヲ乾徳院ニ書之、二ヶ所も同筆
ニて書付渡候、其書付御披見有之、各又御出合、何も大樹
寺と相定之御寺号大樹院も如何と御申候、国ニハ尊敬も
等持寺等持院又ハ鹿苑院殿相国と御座候時相国寺ト
御建候加様之例尤ニ候、僧正ハ大樹もん　将軍之唐名ニ八
今之　将軍を位階之書申様にて如何と御申候へハ
右之両人出付ニ院号不之、同両人談合ニ而其内秀

遣ヲ一日書付出シ各御申出候各御下知無之候道春承知
猶出家共國ハ僧正ニ御書付ニ衛無院殿下ヘ僧正殿
仰付出候サラハ是ニテ其内僧正勝手次第ニ承知道春ニ
可言上候処出家人之無之候又申遣ト申ニ可言上候國名ニ相
談ト申候出家人各御申渡候御差ニ各出家ニ付候右之趣言
上ニ候ヘ申候紹ヲして雅楽頭大炊頭讃岐守ニ而人出之
合出候　上意ニテも道春を上方へ遣候　奏聞
勅許ニテ候ハヽ僧正ニ出家人遣出可申候由大炊頭申候明朝
増上寺ニて承候由アレニ而て得候由ニテ取[illegible]して帰ル下畧

三
浄僧筆記

一　又或記（信慶上人の記と云伝ナリ然ニとも其記と未見云事録）云寛永九年の春正月十八日
御の大評定有りて武家方へ入来大僧都何某の上人と密談
其中に他人不聞其後内々方丈より某使ありて来相寺人
而帰宿有し此時随波了聞遠任不来潮流智哲も来
席ニ不随也是廿一日也
一　其二月又此評定被仰下紀元出江戸ニテ凡五百人斗集来
其余は不交今夕相付料として白銀二千両拝の由
ニテ現在尊示教百人一時千巻大乗讃念経を談ス中畧
一　廿四日御法名を奉ル侍従遣し月経論釋ニ[illegible]相當し

令可勘進之由上人申達之今日金地院傳長老へ參於
書院上人法要含有之候之密談有之其上弟子侍等
悉退出之後互閑ニ進寄ニ隨而被申付人屏中略
一上人長老ニ被示諭之趣ハ如左　御勅號ニ付御法名を
撰ふ存念之事ニ不及兩名可有之乍去余ニ有思慮
興仁院號之由上人ニ而
元昌院號被恐入候儀是ハ徳川源家江戸ニ而法號之の
御儀乃宜哉御筆可有開之法名由也依て相勝の文ハ
と法號かくされ而被申し由ハ御的いのふも被指出一日
中年被得二號を以金地院ニ被申達又　公方様御役
人ニも申達て処分被仰　上使當日　禁中ニ　勅號を
申願て有之　尊命有之先格相違無之御法名ハ
御用也　勅號ハ不可被追之
元昌院號と稱して其御ハ追ニ　勅號ハ被仰付
候之　元昌院興蓮社徳誉入西大居士と有稱ニ
此記信用ニおらずとも乍然考證の助縁のためニ記
おす但し侍郎古號の事ニ付きてハ甚嚴密の
議指示ニ完永九年二月廿四日　台徳院様御逝去之時
御道号御指示等之事上人ゟり被仰達之ハ　元昌院殿
ある一御の文也元和年方法義の爲ニ而道ニ乗しき畢

府ニ伺ひ奉られしに猶又それに議定ありしなんと今出院
本光国師崇伝天海僧正に命せられし字義の書訓よみ
道春等にも伺合せ一議御治定の後に再ひ詳議ありしと
知らるされとも字義の次第とも判らなく詳に定りし故仰出の方
にも一旦議論の一同ありしを以て布告せられしにや猶ほ
奏聞を遂られしかは 台徳院殿と 謚定ありし
あるへし 御代々称 御謚号の始なり此法号ハ書経云
上帝之曰朝夕納誨以輔台徳又曰祗台徳先不距
朕行史記曰（云）祗台徳光晋書天文志云天有三台徳刑三公
の文に拠られしにて台と唱ふるは天の三台によるなり

台と称し奉りしにや此年四月御内々にて境より寄せて
台徳院殿の御事は御位の高きより此事は定まりしやうにて御附
初く 台徳院殿と称せしとも仰たてまつりしを
勅使未た向の時に台と称せしといへるにて 文昭院殿
の御法号まての御新葬の御中陰に此御執行し附るよし
御座ても此御位牌も改めしに寺請焼失して有しを
此本書留しも存けれとも本光天海道春か存せの
評定ハ内の衛岳御とゆりしを用ひしにや増上寺方丈
并其の役職相勤る輩のみ拝けしぬといへ大番和
清品ニて四人に伝へ奉りしにや其外の事実ハ詳ならん

台徳院殿御縁女考

家忠日記云天正十八年正月七日 若君様御上洛為御縁女
と承し御上洛ハ実ハ御祝言也信雄御むすめ子御十二才子也
若君様へ御祝言と候へ共
南都多聞院日記天正十八年正月十八日條云清須所ニテヤ
センノ息女小姫君ト云当年六才実ハ御養女ヲ家康ノ若子ニ三才ノ御
よりム御むすめ也ト云々去十一日祝　家康世子御長丸と云十二才
言コレト於聚楽祝言云々云々実ハ於京都ハケロイ料ニ三ケ国
ヲ遣之由也云々云事ニ今度祝言ノ様也ト 松林院得業ガ語了
織田若狭守家記云内大臣信雄公息女豊臣大閤秀吉公
為御養女可被嫁　台徳君之御約定雖有之年月
遙隔諸事未詳

謹按するに天正十八年正月　台徳院殿御上洛於聚楽御元服の
事を武徳大成記大業広記烈祖成績を始め一同なりと
いへとも御婚姻の事をいはす又寛永諸家系図伝等に
北條氏諸伝寛永御息女也しといへと東八ケ国を
東照宮にたまはるへき御約束の旨を載すされハ此年の
春御元服後秀吉公とも評せられ北條氏征伐のゝち東
国すへて給ふへき所御旗本の内室御息女と聚楽より
御入輿あらせらるへき御約束なりしなるへし　家忠日記に
若君様へ御祝言被仰合とありて御婚姻整へさせられし事
あきらかにて実なるへし多聞院日記に実ハ於京都ハケロイ料に
三ケ国てみせ候やとあるにより八ケ国の料　駿甲信三遠の
五ケ国の外に北條の一族七月に亡ひ八月　始めて江戸へ

御入部の時二ヶ国と号して本八ヶ国の御所務をさせられしに
豊臣関白の命に応ぜず又日比も主をかろしめしと謂ひ
御身は此御陣にて信雄公に二ヶ国をさすへきなりしと辞
退ありて然るのごとく尾張勢の三国を領せん事を乞ひて
内忠孝居氏の言も違ひて所領を没収せられ出羽国に移
されしかし此時に及ひ御父母の御咎めもなし御息女も虜され
御縁者ても御辞退ありしかとも今に織田氏の御系譜を
閲するに見ゆるの中その女子して信雄公の女子の内豊太閤の
養女一人ありしも不備なるく婚姻の中に出義す又其次あり
作るかなる一義の妻ありて寛永十八年五月二日死年五十八
法名妻照院と記せる見ゆらく其居氏の息女と同人なる
らん乾多門院記に天正十八年六才と云寛永十八年死五十
八才とあれはいか一年のたかひあれとも其時分の誤もあるへし

織田氏の人々に尋ねけれと考へて事ありしにや若狭守に
内々記せるものありといふなれど其ちに其記を見ゆるを乞と
いへとも当家にありとて出さず右御息女の御ことも止りのち
其居氏にても御縁組をありし事を語せられしやらんとて
其後故酒井備前守忠勝の息女を御息女とし御入輿有之由也
此御家系の御方にてても柳営譜略にもとより見る事なし　織田内府信雄公
記さるゝといへとも定かに知られさると思はるなり
の息女不幸にして其儀止みたれは此御縁組のなき由に
聞えたるものの稀なれは微吉の一事に備ふるのみ

十八松平の古新前後差別

十八松平の御家引ある事を知りしより御やとし人々も
ましらさを記さし書もあるく又これらけふとありくと
並へしまつんえて思ふ時十八とあるへくはたも何のと
それとも定かるくけしそん考ねしとこきまつらぬ

三河國十八松平の家一本系譜云

一 徳川松平 御本家なり

二 岡崎松平 和泉守信光君の五男松平紀伊守光重男
岡崎弾正左衛門昌安の家也
昌安岡崎を長親君に譲りしかば
徳川家ハ安祥岡崎両城主なり

三 岩津松平 右京亮親忠君岩津に居住せられし嫡子
親長譲など又岩津太郎と号 此家絶家

四 大給松平 親忠君二男源次郎乗元の家筋

五 形原松平 信光君四男又七郎与副（トモスケ）の裔

六 御由松平（五井） 同七男弥三郎則定の嫡子弥九郎長勝
の家

七 竹谷松平 同嫡子左京亮守家の子孫

八 深溝松平 同則定の二男大炊助忠定の胤

九 野見松平 信光君八男傳七郎光親末裔

十 瀧脇松平 親忠君九男加賀右衛門乗清子孫

十一 櫻井松平 長親君三男内膳正信定後裔

十二 藤井松平　同五男彦四郎利長の家
十三 三ツ木松平　信忠君二男蔵人信孝の跡家
十四 鵜殿松平　同三男十郎三郎康高の後家　今絶
十五 長沢松平　信光君十一男源七郎親則の末家
十六 押鴨松平　長親君三男信定の末家後継る忠直流家
十七 東条松平　同四男甚太郎義春の跡家　今絶
十八 福釜松平　長親君二男三郎次郎親盛の裔家

右ハ三河国往世御兼遠の時御門族の御家なりしが
方今御家門の十八松平をかぞふるに　次第不同
尾張　紀伊　水戸　越前　越後　高松　雲州

洋按ずるに松は今古の色をかへず君子これを以て操を持つこれ千栄
万世の佳兆万木に勝れたるを以て諸書にもあまた引て古今文粋
藝文類聚等にも松を挙げ尊くたとへ和漢の典に常盤と讃たるもの多
からず仏の内典又祝ひの言とす此松を十八公とも云同字を分るに説例
ともあり和漢二典又同じ　御当家　御家号にもしく
十八松平の世に有りしかるも実に凡慮不測の事なるべし
紀中　御先祖の十八家をもつの世に定めさせられしも兄弟
御定めあるにもあらず自然と御家々此数に及ばせられける
末代御繁栄の事とぞ天より定められしと謂べき事なり右
十八家御子孫の絶えしもあれど又今の世にて其流より
分家ありて或はまたた魔のしあるもありて其家をたてられしもあれ
諸家の蕃中に御家号を名のらるる数多有りといへども
先ず其始を知りしまたに正しく分流ありし八家をすべて家の庶流
を加へて是皆此十八家より出でたり
東照宮より以後は今にかぞへまでの御子孫十八家を成せ
給へる事也

東照宮御流
三河三郎信康君　三河城主後自害
中納言秀康君　封越前国為福井城主
左中将忠吉公　尾張国清洲城主
武田万千代信吉君　常陸国水戸城主
上総介忠輝朝臣　越後国高田城主
松千代君　長沢家継　早世
仙千代君　平岩親吉為嗣　同断
大納言義直公　封尾張国為名護屋城主
大納言頼宣公　封駿遠甲三国為駿府城主　後移紀伊国
中納言頼房公　常陸国水戸城主
台徳院殿御流
忠長公　封駿遠駿府城主
左中将正之君　奥州会津城主
大猷院殿御流
宰相綱重公　甲府城主
宰相綱吉公　館林城主後　御本宗ニ継君
文昭院殿御流
松平出羽守清武　上州館林城主
有徳院殿御流
中納言宗武公　田安家
宰相宗尹公　一橋家
惇信院殿御流
中納言重好公　清水家

謹按するに　東照宮御系を諸の御たらひしより御家號の称よ
西より別て封せらるゝ家を異にせ給へるの大凡十八家の
御子等に封せらる此中に御称號をゆるされしも有りて御連
枝に准らえせられしも又其後に至りてもありしとのへる新に封を
定られし此御方々もあり　東照宮二百余年の御子々孫をふ
及せらるゝ此十八家を始めとして其の分家をへさ
ばいへるもの一所の内の十八家の中にも御子孫より後させ
られしものもあれば皆家號ありしを数へ合せて十八の称あ
りとぞ　東照宮より御分流にへをられしと合せ
御流十八家と称せへきとぞ

御家門松平十八家の事

尾張殿　　松平中務大輔　　松平播磨守
紀伊殿　　松平左京大夫
水戸殿　　松平讃岐守
　　　　　松平大炊頭　　　松平大学頭

松平越前守
松平越後守　　松平出羽守　　松平大和守
松平左兵衛督　松平佐渡守　　松平朝倉守
松平志摩守

松平肥後守
謹按するに　東照宮の御流として蔵しくことを
称号しも有りけるに此家を松平の名族を合せ十八家に及
へるといへ又保科甲斐守より尾張家より松平出羽守　松平
肥後守より松平若狭守　金津新田一万石　五万石　等の分家有しを称
ありて今は十八家となりしことあらずしとぞ

普通所称十八松平家の事

保科　肥後守　　　瀧脇　大隅守　　大給　和泉守　　　能見
桜井　遠江守　　　形原　紀伊守　　深溝　主殿頭　　　大給　大膳亮
長沢　伊豆守　河内守　能見　河内守　世良田　丹後守

桜井 伊賀守 山城守　久松 隠岐守 宗女正　越中守　奥平 下総守 美作守

池田 因幡守 并因幡守分流二家 右京亮也　伊勢守　松井 周防守　戸田 丹波守

鷹司 淡路守 大河　本庄 伯耆守　柳沢 甲斐守

諸将ニ是亦十八松平と称し 御一族と云 是ハ書ニ而出ルに
ての中ニ流あり 又奥平ハ中納と云 也保の戦功也 人場
と戸田ハ中根母の中ちなる 鷹司ハ本家柄の親族 久松ハ中宗
父中連枝の中縁 池田ハ中納 本庄ハ中生母の中縁 忠 松井ハ
正君の寵愛 柳沢ハ一時の寵臣あつて縁組し またいみし古
新海源の不同等ありて中家格中相応にゆめの類と諸人
中ニ少あるのをおしに如し

他姓ニ縁ありて十八松平の事

前田　嶋津　伊達　黒田

浅野　毛利　池田　鍋嶋

蜂須賀　山内　奥平　松井　戸田　久松

鷹司　本庄　越智　柳澤

諸将ニ右十八家の外他氏の事（御家号を賜ふ
事ときは依く是を他氏十八家と称は
御家ニ御由緒ありて賜り又ハ其家柄の人ニて文
武の功ありしより賜ふを始め事ある也ハ元より家の
庶流ニ而相違松平を称し又ハ尚更称ふ称し又ハ
嫡子元服の時ニ賜ふもあるへし あるを今行の類
されハ実ニ異也

御当家ニて十八の外数々貝賜ふ事

御當家にハ十八の貴瑞ありて思ふに祥瑞たる事なれハ
ありて甚珍らしかりしを又一ツも思ひ當るにさりけれハ思召も
御筆を書給ハぬ事のはあらで此かゝる事迄たる事ハ数多
あるへし　抑
東照宮より新田の御先祖義重入道上世より十八
世に當り給ひ慶長年中関ヶ原御勝利の上ニ義
重入道へ鎮守府将軍の御贈官を宣下せられ給ふ　是一　其
國御廣の城十八ヶ所を御譜代の士をして守らしめ給ふ
是二　永禄中　東照宮御十八歳にして駿河國より岡崎
城へ入御　是三　徳川文字合て十八画　是四　天正十八年関

東御入國　是五　慶長七年御祈願所として十八檀林を
定させ給ふ　是六　前よりおとろへ十八松平の御門葉年を逐て
諸ま繁昌　是七　又十八家の國主として諸侯を備へおかせ給ふ
是八　近ころ
御當代天明元年五月十八日　御養君となりせさせ給ふ又
文政十年二月十八日　太相國より御昇進揃ひて御大禮
行ハせられし事とも皆十八の数にして彼是を合せ考へ
奉るに十八公の栄もて當ル様にはあるまじきといふへし　実に
松樹千年色を改めぬ
御當家の御繁栄世々を重ねて天下ハ御仁徳を施

右之通ニ御吉祥歓悦ニ年始御祝儀申上候

猶重事ますく候

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan